

「原子力に係る安全性・信頼性向上委員会」の概要

1. 目的

当社の原子力の安全に関する取組みについて、第三者的な視点から評価・提言を受けることにより、安全性・信頼性をより向上させていくことを目的とする。

2. 構成

(1) 委員会の委員

社外委員6名で構成

(2) 説明者及び事務局

説明者：原子力に係る本部の本部長・副本部長又は部長

(必要の都度、幹事が招集)

事務局：原子力監査室（幹事：原子力監査室長）

3. 委員会の運営

(1) 委員会は、原則として年2回開催する。(必要に応じ、臨時開催)

(2) 原子力の安全性・信頼性向上に関して、当社から取組み状況等の説明を受け、第三者的な視点から評価・提言を行う。

(3) 当社は、本委員会が出された意見等に対する対応状況を、本委員会に報告する。

(4) 委員会の活動状況は、原則として、当社ホームページ等で社外へ公開する。(法令等により公開できない情報、第三者に不利益となる情報、社内検討中の未確定の情報等については、非公開)

以上